

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和元年(2019年) 7月12日

北海道釧路総合振興局長 山口 修司

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

令和元年度(2019年度)エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務（釧路地域）

(2) 業務の目的及び内容

ア 目的

近年、捕獲圧の高まりにより、エゾシカの鳥獣保護区等への逃げ込みや銃器による捕獲ができなくなる日没後に農地等への出没など、捕獲困難な状況が見られるようになっている。

これらのことから、釧路総合振興局管内においてエゾシカの生息数を適正数まで減少させるため、市町村等で捕獲が困難な鳥獣保護区等又は、その周辺でエゾシカの捕獲を実施し、可能な限り有効活用するとともに捕獲手法の検証を目的とする。

今回捕獲予定地は、釧路市内の目撃や被害の増加による苦情が多数あるため、エゾシカの市街地対策及び市街地侵入対策を行うものであり、エゾシカの侵入を直接排除・進入経路の一部と予想される郊外での捕獲を実施するものである。

イ 内容

捕獲計画に基づく捕獲の実施

(ア) 捕獲の準備（関係法令に係る必要な申請手続きに係る資料作成を含む。）

(イ) 捕獲の実施

(ウ) 捕獲個体の回収、運搬、処理

(エ) 捕獲方法の検証

(※) 業務内容の詳細は、別添「企画提案書作成要領」による。

(3) 履行期限（契約期間）

契約締結日から令和2年(2020年)2月28日（金）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 単独法人または複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人またはコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。

ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

エ 北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年条例第57号）第7条に規定する暴力団関係事業者（以下、「暴力団関係事業者」という。）等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ 道内に営業・運営拠点を有すること。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単独法人または他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

コ 北海道釧路総合振興局、北海道根室振興局、北海道オホーツク総合振興局及び北海道十勝総合振興局管内のいずれかに本社または営業拠点を有すること、また、上記（総合）振興局管内において、国、道、市町村等が発注するエゾシカ捕獲事業で、企画提案を行う猟法による捕獲実績を有すること。

カ 1の(2)のイの(イ)(ウ)の業務を実施する者については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第14条の2第7項に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者とする。

※ 認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者は、※別紙による

3 手続等

(1) 担当部局

北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課 担当：小原

〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54

電話 0154-43-9154（直通）

(2) 企画提案説明書の交付

ア 期間 令和元年(2019年)7月12日(金)から令和元年(2019年)7月22日(月)まで
(土曜日、日曜日及び祝日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで)

イ 場所 (1)の場所で交付する。

なお、北海道釧路総合振興局のホームページからダウンロードすることができる。

(<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/nyusatujouhou.htm>)

(3) 参加資格申請書の提出

ア 期限 令和元年(2019年)7月22日(月) 午後5時必着

イ 場所 (1)に同じ

ウ 方法 持参又は郵送（書留郵便）による。

エ 部数 1部

(4) 企画提案書の提出

ア 期限 令和元年(2019年)8月1日(木) 午後5時必着

イ 場所 (1)に同じ

ウ 方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

エ 部数 7部

4 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

5 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以

下「特定者」という。)を選定する。

6 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

7 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、企画提案説明書による。
- (4) 手続きにおいて使用する言語は及び通貨は、日本語及び日本円とする。

環境省令で定める事業者とは、法施行規則第13条の6規定により、「法人であって、認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上の技能及び知識並びに安全管理体制を有し、委託しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に実施できると認められるものとする。」と記載。

1 安全管理体制に係る認定基準（法施行規則第19の4第1項第1号）

法第十八条の五第一項第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を記載した鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程を有すること。

イ 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制図（緊急時の連絡方法を含む。）

ロ 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項（第六号に定める知識を有する捕獲従事者の配置に関する事項を含む。）

ハ 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

ニ 銃器を使用する場合にあっては、イからハまでに掲げる事項のほか、次の（1）及び（2）に掲げる事項

（1）射撃場における射撃を捕獲従事者に一年間に二回以上実施させることに関する事項

（2）銃器の保管及び使用に関する事項（捕獲従事者が、銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第四項第一号に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持する場合にあっては、当該ライフル銃の保管及び使用に関する事項を含む。）

ホ 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項（視力、聴力及び運動能力の把握に関する事項を含む。）

ヘ その他必要な事項

2 その他の基準（法施行規則第19条の8第4号）

捕獲従事者が、一又は複数の損害保険契約（損害保険会社が損害の填補を約する保険契約をいう。以下この号において同じ。）であって次に掲げる要件を満たすものの被保険者であること。

イ 申請者が契約者であること。ただし、捕獲従事者が一部又は全ての損害保険契約の契約者であることを妨げない。

ロ 鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係る損害保険契約であること。

ハ 保険金額（捕獲従事者が複数の損害保険契約の被保険者である場合にあっては、各損害保険契約に係る保険金額の合計額）が、銃猟に係る損害に係るものにあつては一億円以上、網猟及びわな猟に係る損害に係るものにあつては三千万円以上であること。

3 実施に十分な従事者を有していること（創薬銃10以上、わな4名以上）

4 申請者が申請前過去3年以内に同種内容の業務を実施、履行していること。